

埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地域密着型サービス等整備助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、定期借地権設定のための一時金の支援事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業）の実施に必要な経費について、市町村及び民間事業者に対し、予算の範囲内において補助することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号の別紙。以下「管理運営要領」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、医療介護提供体制改革推進交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金により造成された基金を活用して行う次の事業を補助の対象とする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

次に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）の整備に必要な経費を県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が民間事業者に補助する事業及び市町村が自ら行う事業に県が補助する事業

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

- ア 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- イ 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- ウ 小規模（定員29人以下）な介護医療院
- エ 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- オ 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- カ 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65平方メートル（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）
- キ 認知症高齢者グループホーム
- ク 小規模多機能型居宅介護事業所
- ケ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- コ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- サ 認知症対応型デイサービスセンター
- シ 介護予防拠点（介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・Cや、多様な通いの場を整備する場合を含む。）
- ス 地域包括支援センター
- セ 生活支援ハウス（山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づくものに限る。以下同じ。）
- ソ 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ
- タ 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）

なお、整備区分については、創設や増築（床）のほか、改築、増改築等も可能であること。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

別表2に定める施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

- ・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床
- ・ また、介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）
- ・ さらに、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置

の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）について、施設等を開設する民間事業者に県が補助する事業、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が民間事業者に補助する事業及び市町村が自ら行う事業に県が補助する事業。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

別表3に定める施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を県が民間事業者に補助する事業、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が民間事業者に補助する事業及び市町村が自ら行う事業に県が補助する事業。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を県が民間事業者に補助する事業、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が民間事

業者に補助する事業及び市町村が自ら行う事業に要する経費に県が補助する事業。

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設
 - a 介護老人保健施設
 - b ケアハウス
 - c 特別養護老人ホーム
 - d 介護医療院
 - e 認知症高齢者グループホーム

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を県が民間事業者に補助する事業、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が民間事業者に補助する事業及び市町村が自ら行う事業に県が補助する事業。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

ウ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業

(ア) 対象事業

介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する費用又は介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する費用を県が民間事業者に補助する事業、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業及び市町村が自ら行う事業に県が補助する事業。なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、c、d並びにjについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。

また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、平成35年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。

- a 介護老人保健施設
- b 介護医療院
- c ケアハウス

- d 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）
- e 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 生活支援ハウス
- j 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅

(イ) 整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業）

ア 対象事業

(ア) 簡易陰圧装置設置経費支援

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う費用を県が民間事業者に補助する事業及び市町村が自ら行う事業に県が補助する事業。

(イ) 換気設備設置経費支援

風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置等を行う費用を県が民間事業者に補助する事業及び市町村が自ら行う事業に県が補助する事業。

イ 対象施設等（いずれも定員規模は問わない）

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院、介護療養型医療施設

- (エ) 養護老人ホーム
- (オ) 軽費老人ホーム
- (カ) 認知症高齢者グループホーム
- (キ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 有料老人ホーム
- (コ) サービス付き高齢者向け住宅
- (サ) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- (シ) 生活支援ハウス

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、県及び市町村とする。

(対象外)

第4条 次に掲げる事業は、補助の対象としない。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

- ア 既に実施している事業
- イ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている事業
- ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業
- オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

- ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合
- イ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている事業

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

- ア 保証金として授受される一時金である場合
- イ 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
- ウ 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合
- エ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている事業

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

- ア 既に実施している事業
- イ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている事業
- ウ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業）

- ア 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている事業

イ その他適当と認められない事業

(補助額の算定方法)

第5条 別表1、2、4及び5の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める県補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」については、別表3の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める県補助基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第6条 市町村及び民間事業者(以下「申請者」という。)は、次の様式により、事業に係る補助金の交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、第2条(1)々に該当する事業については別に定める。

(1) 規則第4条第1項の申請書の様式は、次のとおりとし、交付の申請は申請書正本1部とする。

ア 地域密着型サービス等整備助成事業 様式第1-1号

イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 様式第1-2号

ウ 定期借地権設定のための一時金の支援事業 様式第1-3号

エ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
様式第1-4号

オ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業(介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業)
様式第1-5号

(2) 規則第4条第1項に定める申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(3) 規則第4条第1項の交付申請書には、知事が別に定める関係書類を添えなければならない。

(4) 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(変更申請手続)

第7条 交付決定を受けた市町村及び民間事業者(以下「補助事業者」という。)は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、第6条に定める申請手続の例により、申請を行うものとする。

(交付決定)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|--|---------|
| (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 | 様式第2-1号 |
| (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 | 様式第2-2号 |
| (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業 | 様式第2-3号 |
| (4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 | 様式第2-4号 |
| (5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業） | 様式第2-5号 |

(事業の中止等)

第9条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(県が補助する事業の場合の交付条件)

第10条 県が、民間事業者が実施する事業(以下「県補助対象事業」という。)に対して、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者(以下「県補助対象事業者」という。)に対し次の条件を付さなければならない。

- (1) 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約については、原則一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (2) 県補助対象事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 県補助対象事業を中止し、又は廃止(一部中止又は廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を県補助対象事業が完了する日(県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (7) 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 県補助対象事業者は県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第5号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支社等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。
- (10) 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) 当該助成事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (12) 県補助対象事業者が(1)から(11)により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に返納させることがある。

(市町村が自ら実施する場合の交付の条件)

- 第11条 県が、市町村が自ら実施する事業（以下「市町村実施事業」という。）に対して、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付さなければならない。
- (1) 市町村が市町村実施事業を行うために締結する契約については、原則一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - (2) 市町村実施事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 市町村実施事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村実施事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (5) 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この市町村実施事業の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村実施事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 市町村実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 当該助成事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (10) 市町村が（1）から（9）により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。

（市町村が補助する事業の場合の交付の条件）

第12条 県が、市町村が民間事業者の実施する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付さなければならない。

- (1) 市町村補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (4) 市町村が、市町村補助対象事業に対して県からの補助金を財源の一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。
 - ア 市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、原則一般競争入札に付するなど、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

- イ 市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- ウ 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- エ 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市町村補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- オ 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年 大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- カ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- キ 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ク 市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ケ 市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。
- コ 市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- サ 当該助成事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

シ 市町村補助対象事業者がアからサにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市町村に納付させることがある。

(5) (4) により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(6) (4) のカ又はケにより、市町村補助対象事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) (4) のシにより、市町村補助対象事業者から市町村へこの補助金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付の方法)

第 13 条 この補助金は、概算払いをすることができるものとする。

(実績報告)

第 14 条 規則第 13 条の事業実績報告書の様式は、次のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業 様式第 3-1 号

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 様式第 3-2 号

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業 様式第 3-3 号

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
様式第 3-4 号

(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業）
様式第 3-5 号

2 規則第 13 条の実績報告書の提出期限は、事業年度の 3 月 31 日までの間で知事が別に定める。

3 規則第 13 条の実績報告書には、知事が別に定める関係書類を添えなければならない。

(交付確定)

第 15 条 規則第 14 条の交付確定通知の様式は、次のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業 様式第 4-1 号

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 様式第 4-2 号

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業 様式第 4-3 号

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
様式第 4-4 号

(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業）

様式第4－5号

(補助事業に係る調査等)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

(補助金の取消し)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (5) 当該事業者でなくなったとき。

(補助金の返還)

第18条 知事は、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

2 知事は、規則第14条の規定により補助事業者に対し交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずる。

(違約加算金)

第19条 補助事業者は、第17条及び第18条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第20条 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その

未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(その他)

第21条 この補助対象事業の実施については、管理運営要領によるものとし、その他の必要な事項については知事が定める。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月31日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表1

地域密着型サービス等整備助成事業

1 区分	2 県補助単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,480千円	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	56,000千円	施設数	
・小規模な介護医療院	56,000千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380千円	整備床数	
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,480千円	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,790千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	33,600千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円	施設数	
・介護予防拠点	8,910千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,190千円	施設数	
・生活支援ハウス	35,700千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,190千円	整備床数	
介護施設等の合築等			
・要綱第2条(1)の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の県補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,910千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			

注)施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、県補助単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

	1 区分	2 県補助単価	3 単位	4 対象経費			
県補助事業	定員30名以上の広域型施設等	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、または介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な開設前6月以内に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、資金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費のうち、補助対象期間内に納品及び支払いが完了しているもの。		
		・介護老人保健施設					
		・介護医療院					
		・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
		・養護老人ホーム					
	・訪問看護ステーション(大規模化()やサテライト型事業所の設置)	4,200千円	施設数				
	介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費	・介護老人保健施設	219千円	定員数(転換前床数)			
		・ケアハウス					
		・介護医療院					
		・有料老人ホーム					
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室							
・高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅							
市町村実施事業	定員30名以上の広域型施設等	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数			
		・介護老人保健施設					
		・介護医療院					
		・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
		・養護老人ホーム					
	・訪問看護ステーション(大規模化()やサテライト型事業所の設置)	4,200千円	施設数				
	定員29名以下の地域密着型施設等	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	839千円	定員数 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所において、宿泊定員数とする。			
					・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000千円	施設数
					・都市型軽費老人ホーム	420千円	定員数
					・小規模な養護老人ホーム	420千円	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費					・介護老人保健施設	219千円	定員数(転換前床数)
		・介護医療院					
		・ケアハウス					
		・有料老人ホーム					
		・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室					
・認知症高齢者グループホーム							
・小規模多機能型居宅介護事業所							
・看護小規模多機能型居宅介護事業所							
・生活支援ハウス							
・高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅							
市町村補助事業	定員29名以下の地域密着型施設等	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所において、宿泊定員数とする。			
		・小規模な介護老人保健施設					
		・小規模な介護医療院					
		・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
		・認知症高齢者グループホーム					
	・小規模多機能型居宅介護事業所	14,000千円	施設数				
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所	420千円	定員数				
	・都市型軽費老人ホーム						
	・小規模な養護老人ホーム	420千円					
	介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費	・介護老人保健施設	219千円	定員数(転換前床数)			
・介護医療院							
・ケアハウス							
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室							
・認知症高齢者グループホーム							
・小規模多機能型居宅介護事業所							
・看護小規模多機能型居宅介護事業所							
・生活支援ハウス							

訪問看護ステーションの大規模化においては、以下の2つのいずれかに該当する場合に補助対象とする。

常勤の看護職員を1人以上増員することにより、看護職員の配置員数が常勤換算方法で5.0以上となる場合

看護職員を常勤換算方法で5.0以上配置する事業所が、常勤の看護職員を1人以上増員する場合

定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 県補助基準	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員30名以上の広域型施設(県補助事業及び市町村実施事業)			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム 			
定員29名以下の地域密着型施設等(市町村実施事業及び市町村補助事業)			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、知事が定める合理的な方法による額)の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの)。
【合築・併設施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ 			

別表4

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 県補助単価	3 単位	4 対象経費
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 (広域型施設: 県補助事業及び市町村実施事業 地域密着型施設: 市町村実施事業及び市町村補助事業)			
「個室 ユニット化」改修	1,190千円	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「多床室 ユニット化」改修	2,380千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化			
イ 介護老人保健施設のユニット化			
ウ 介護医療院のユニット化			
エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設			
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム 			
特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修 (広域型施設: 県補助事業及び市町村実施事業 地域密着型施設: 市町村実施事業及び市町村補助事業)	734千円	整備床数	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 (介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。) (アに掲げる広域型施設及びイに掲げる施設: 県補助事業及び市町村実施事業 アに掲げる地域密着型施設: 市町村実施事業及び市町村補助事業)			
ア	創設 2,240千円	転換前床数	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス 	改築 2,770千円		
イ	改修 1,115千円		
<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム ・高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅 			

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業(介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業)

1 区分	2 県補助単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業			
簡易陰圧装置設置経費支援	4,320千円	知事が認めた 台数(定員数 を上限とする)	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい)、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
換気設備設置経費支援	施設延べ床面積(県が必要と認めた面積)×4 千円	施設・事業所	<p>換気設備の設置に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい)、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>